

浦田吉彦議員に対する議員辞職勧告決議（案）

我々嘉麻市議会議員は、議員として市民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例を遵守し、良識をもって市民の模範となるよう行動しなければならない。

しかし、浦田吉彦議員においては、平成 21 年 12 月定例会における一般質問で、住宅新築資金の滞納が発覚し、同年 12 月 18 日に新聞報道がなされました。

当時、浦田議員は、民生文教委員長をしていましたが、この事実を受け、同年 12 月 23 日、委員会で「委員長の適格性に欠ける」として、全会一致で委員長の不信任案が可決され、委員長辞任を余儀なくされました。

また、平成 23 年の資産等報告書では、政治倫理審査会から、国民年金の未納が指摘され、同審査会が浦田議員本人に確認したところ、「国民年金への加入が義務であるとはわからなかったのも、手続きをしなかった。」との回答がなされています。

この年の政治倫理審査会の意見書では、「市民の信頼に応えるべき立場の者として倫理に反する。倫理性と高潔性の自覚を求める。」と指摘されています。

さらには、1 年経過した平成 24 年の資産等報告書においても、浦田議員は、国民健康保険料の納付状況の報告義務を怠るといふ、政治倫理条例第 9 条の規定に違反しているばかりか、保険料の納入の有無を問う審査会の質問状にも期限内に回答がなされていません。

また、9 月に入り、市民 63 名から浦田吉彦議員が政治倫理条例違反をしているとして、政治倫理審査会に審査請求書が提出されており、その請求代表者からは、議長に対しても議会の自浄作用を求める要望書が提出されました。

それを受け、議会サイドで浦田議員本人に確認し、国民年金の加入状況等が報告されました。浦田議員は国民年金に加入している状態であり、保険料は 2 年間未納となっておりましたが、9 月 21 日には、9 月 20 日付けで、現段階で支払い可能な 2 年分の納付がなされた旨の報告がなされました。また、平成 24 年 10 月からは法改正もあって、過去 10 年間に遡って保険料の支払いができるようになり、分割納付の手続きをしたとの報告がなされております。

このことは、昨年、政治倫理審査会が年金未納を指摘した時に、浦田議員本人が審査会に「加入が義務であるとはわからなかったのも、手

続きをしなかった。」と回答したことは、信憑性に欠けるものであり、また、平成 23 年の審査会意見書の指摘事項を反故にし、この 1 年間所定の年金手続きをとらぬまま過ごし、法で定められ、社会人として当然の義務である年金の納付がなされておらず、誠意や反省の行動さうかがえず、言語道断であり、その責任は重大であります。

よって、本市議会は、法や条例に違反し、政治倫理審査会に誠意のない報告をし、浦田吉彦議員の支持者をも裏切り、さらには市民の皆さんの議会に対する信頼を著しく失墜させる行動をとった浦田吉彦議員に対し、その自らの責めを負って、道義的、社会的な責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

以上、決議する。